

# 福岡県公報

令和 6 年 7 月 16 日  
第 513 号

## 目 次

### 告 示 (第440号 - 第442号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 1
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 2
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) ..... 2
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 4

- (中小企業振興課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 6

## 告 示

### 福岡県告示第440号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
みやま市山川町甲田字城尾1454、字四郎方一ツ家1470、字四郎方1471の2、1472
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

**福岡県告示第441号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	181	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 山本 恭太郎	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内	令和6年6月26日
旧事項	181	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 津呂 潤一郎	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内	

**福岡県告示第442号**

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	指定年月日

550	福岡市博多区住吉1-2-25 株式会社エイジェック 福岡オフィス	福岡市南区花畑四丁目7番1号 福岡自動車運転免許試験場内 北九州市小倉南区日の出町二丁目4-1 北九州自動車運転免許試験場内 飯塚市鶴三緒1518-1 筑豊自動車運転免許試験場内 筑後市大字久富1135-2 筑後自動車運転免許試験場内 福岡市中央区渡辺通一丁目1-1 渡辺通優良運転者免許更新センター内	令和6年6月3日
-----	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

**公 告**

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 O-MUTA REX
  - 所在地 大牟田市大字唐船87-1番外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 

意見はありませんが、委員から届出書内容に追記の依頼がありましたのでご報告します。

届出書内容追記依頼 2件

・P4.(1)②法令上の用途等に「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を追記

- ・ P 4. (2)④街並みづくり計画の有無とその内容に「大牟田市景観計画」を追記。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) アクロスプラザ篠栗
  - (2) 所在地 糟屋郡篠栗町（篠栗町和田土地区画整理事業A地区）
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ行橋市神田町店
  - (2) 所在地 行橋市神田町444番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 市防災危機管理室

雨水等の排水対策を十分に行ってほしい。

（理由）当該建設用地は、河川に近く、低地であるため、大雨時に内水氾濫が起きる可能性がある。あわせて、住宅密集地でもあるため、雨水の排水経路等に留意してほしいと考えるため。

- (2) 市環境課

騒音についての今後のトラブルを未然に防ぐため、近隣住民の理解と協力を求めるのが望ましい。

（理由）届出書の騒音の推計では、一部を除いて環境基準や県規制を下回っていますが、騒音レベルの大きい変動騒音や衝撃騒音発生源になり得る施設が近隣住民に最も近い敷地西側に集中しています。市内の他の小売店舗でも、搬入時の騒音等で近隣住民とトラブルになっている案件が多々見受けられます。そういったトラブルを未然に防ぐためにも近隣住民に対し、十分説明を行った上で理解と協力を求めるのが望ましいと考えるため。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ダイレックス東福岡店
  - (2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス田主丸店

(2) 所在地 久留米市田主丸町鷹取466番外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 O-MUTA REX

(2) 所在地 大牟田市大字唐船87-1番外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス筑紫野店

(2) 所在地 筑紫野市美しが丘南三丁目1番2外6筆

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス古賀舞の里店

(2) 所在地 古賀市舞の里三丁目19番1外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 八女稲富ショッピングセンター
- (2) 所在地 八女市稲富183番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク吉野店
- (2) 所在地 大牟田市大字橋1544番地の1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス八女店
- (2) 所在地 八女市大字本町字唐人町北裏297外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス春日店
- (2) 所在地 春日市昇町七丁目65番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルショク不知火店
- (2) 所在地 大牟田市不知火町三丁目3番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパースポーツ ゼビオ春日店
- (2) 所在地 春日市春日五丁目51番地外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
届出に対して、特段の意見はありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス小郡店
- (2) 所在地 小郡市小郡中尾694-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年7月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス三潞店
- (2) 所在地 久留米市三潞町玉満字佐賀利2372番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ダイレックス柳川南店
  - (2) 所在地 柳川市三橋町江曲173番 1 外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません。